

「あんしん停電機器」 サービス利用約款

第 1 条(総則)

本約款は、借主であるお客様(以下「甲」という)と、貸主である株式会社東名(以下「乙」という)との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」という)のうち、別に契約書類または、取り決め等による特約がない場合に適用します。

第 2 条(レンタル物件)

乙は甲に対し、乙所定の申込書に記載する商品(添付の仕様書・取扱説明書等のマニュアル類、ソフトウェア付きの場合はソフトウェアも含む。以下「物件」という)を賃貸(以下「レンタル」という)し、甲はこれを賃借します。

第 3 条(レンタル期間)

1. レンタル期間は甲が乙に口座振替手続きのための書類を引き渡し、当該手続きが完了した翌月初をレンタル開始日とし、乙が甲に当該物件の返還を受ける等第 14 条に規定された手続きが完了した日をレンタル終了日とします。
2. 本約款に定める場合を除き、レンタル満了の日まで契約を解除し、または契約を終了させることができません。
3. 前項に基づく解除であっても既にお支払いいただいているレンタル料の返金はしないものとします。
4. 本契約は 2 年を単位として自動的に延長されます。

第 4 条(レンタル料金)

1. 甲は乙に対し本サービスの利用にあたって、別に定める利用料金を乙に支払います。
2. 乙は、毎月乙が定める日までに翌 1 ヶ月分のレンタル料を乙が指定する口座振替による支払方法により支払うことを、甲は了承するものとします。
3. 乙は、甲からの承諾を得ることなく、料金の改定または約款の変更を行うことができるものとします。甲は、改訂または変更後の料金規定に定められた料金を所定の手続きで支払うものとします。

4. 消費税に関しては、レンタル契約を交わした時点での税率を適用します。税率変更の場合においては、法定消費税相当額を甲は乙に支払うものとします。

第 5 条(物件の引渡し)

1. 乙は、物件を甲の指定する日本国内の設置場所において引渡すものとします。
2. 乙は甲に対し、物件を納品場所において、レンタル開始日に引渡し、甲は物件をレンタル終了日に返還します。物件の引渡し、および返還に要する運送等の諸経費は乙の負担とします。
3. 甲は物件の搬入を受けたときは、直ちに荷受受取証を乙に交付します。
4. 甲が乙に対して物件の引渡し後 48 時間以内に書面により物件の員数につき不足の申し立てをしなかった場合は、物件はレンタル契約に基づき、甲に引き渡されたものとします。
5. 甲が乙に対して物件の引渡し後 48 時間以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかった場合は、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。

第 6 条(担保責任)

1. 乙は甲に対して、物件の引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保とし、甲の使用目的への適合性については担保を負いません。
2. 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理または取替えるものとします。この場合には、乙は甲に対して損害賠償の責を負いません。
3. 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関して責任を負いません。

第 7 条(物件の使用管理義務)

1. 甲は、物件を善良なる管理者の注意をもって使用中管理し、これらに要する電気代およびその他の費用を負担します。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用できません。
2. 甲は、乙の書面による承諾なくして本約款記載の設置場所以外への物件の移転・譲渡、質入れおよび転貸できません。また甲は物件を分解、修理、調整したり、貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し毀損しないものとします。
3. 甲は、物件が常に良好な使用状態を保つように甲の責任と負担で点検整備を行い、物件が損傷を受けたときはすぐに乙に連絡をし乙の書面による事前の承諾を得た後、原因の如何を問わず甲の責任と負担で修繕、修復を行うものとします。

4. 物件自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとします。
5. 甲は、物件を譲渡しまたは物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしないものとします。
6. 乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼動および保管状況を点検または調査することを求めたとき、または、これらに関する報告を求めたときは、甲はこれに応じるものとします。

第 8 条(使用地域の範囲)

甲は、物件を日本国内においてのみ使用します。

第 9 条(物件の所有権侵害等の禁止等)

1. 甲は、乙が物件に乙の所有権を表示する旨を要求したときは、直ちに乙の指示に従い、これを表示します。
2. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為を行うことはできません。
 - (1) 日本国外に持ち出すこと。
 - (2) 担保に入れること。
 - (3) 第三者に譲渡し、または占有名義を移転すること。
3. 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為を行うことはできません。
 - (1) 物件について造作、加工等その他一切の現状変更をすること。
 - (2) 物件を第三者に転貸したり、この契約に基づく乙の権利、地位を第三者に譲渡すること。
 - (3) 物件をダイレクトサービスあんしん停電機器サービス申込書記載の使用場所から移動すること。
4. 物件に付着した他の物(USB、プラグアダプタ-等)の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか、無償で乙に帰属します。
5. もし、第三者が物件について権利を主張したり、仮処分や強制執行をして乙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲は、レンタル契約またはレンタル契約に基づく公正証書を提

示し、物件が乙の所有であることを主張証明して、その侵害の防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に知らせるものとします。

第 10 条(物件の保険)

1. 乙は、物件(ソフトウェアを除く)に関し、動産保険を付保することができます。
2. 物件が損傷、毀損、滅失または盗難した場合において、甲は直ちに乙に対し書面でその旨を通知するとともに、乙の保険金受領手続きに協力するものとします。
3. 甲が前項の手続きを履行した場合には、甲が乙に支払いしなければならない第 9 条第 3 項の金額について、受取保険金の限度でその金額が免除されます。

第 11 条(物件の瑕疵等)

甲は、次の第 1 号、または物件の引渡し後は第 2 号もしくは第 3 号に関し、乙に対し異議苦情の申し立て、または損害賠償請求等いかなる請求もできません。

- (1) 天災地変、ストライキその他の不可抗力並びにメーカーまたは運送業者の都合、その他専ら乙の責に帰し得ない事由による物件の引渡しの遅延または引渡不能。
- (2) 物件の仕様、構造、品質、物件に関するソフトウェア等その他一切の瑕疵およびその他物件に関する一切の事項。
- (3) 物件の選択、決定に際しての甲の錯誤。

第 12 条(物件の滅失等)

1. 物件が天災地変、その他不可抗力の場合を含め滅失し、または毀損、損傷して修理、修復不能となったときは、甲は乙に対しその旨通知し、乙がその事情を認めたときこの契約は終了します。この場合、物件が存在するときは、甲は第 13 条第 2 項のほか、この契約の物件に関する規定に従うものとします。
2. 前項によりこの契約が終了した場合には、甲はその原因の如何を問わず、代替物件の購入代価相当額を直ちに乙に支払うものとします。

第 13 条(契約の解除)

1. 乙は、甲が次の各号の一にでも該当した場合には、催告、告知なくこの契約を解除することができます。
 - (1) レンタル料の支払いを 2 回遅延したとき。
 - (2) 手形交換所の不渡り処分を受けたとき、または支払停止状態に至ったとき。
 - (3) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、その他法的手続きの申立を第三者から申し立てられ、もしくは自ら申し立てたとき。
 - (5) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
 - (6) 経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (7) 物件について必要な保存行為をしないとき。
 - (8) この契約の条項または乙と締結したその他の契約条項の一にでも違反し、乙が 5 日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにも拘わらず、前記期間内に甲がこれに応じないとき。
2. この契約が解除されたときは、甲は甲の負担で直ちに物件を原状回復したうえで、乙の指定する場所に持参もしくは送付して乙に返還し、併せて解除金として 5,000 円（税抜）（但し、12 ヶ月分のレンタル料を既に支払い済みの場合は、3,000 円（税抜））支払います。但し、契約 3 年目以降の場合の解除金は、この限りではない。
3. 乙は、物件の返還を受けないときは、上記 2 項の解除金に加えて、紛失賠償金として 5,000 円（税抜）支払います。

第 14 条(期間満了・再レンタル)

1. 甲から乙に期間満了の通告をしたい場合には、レンタル期間満了となる月の前月の 25 日迄に、乙指定の解約にかかる申請書にて、甲は乙指定の書式にて乙に解約の申し込みをし、さらに甲の責任と負担で物件を原状に回復し、乙の指定する場所へ持参もしくは送付して返還し、期間満了の手続き完了とします。
2. 前項による期間満了の手続きが完了しない場合は、引き続きレンタル契約を継続します。
3. 前項 1 において、甲の都合により物件の返還が遅れた場合、甲は、期間満了日から物件が返還された日までの期間について、レンタル明細書記載のレンタル料を 1 暦月 30 日とする日割り計算にて乙に支払うものとします。

第 15 条(乙の権利)

1. 乙は、この契約による権利を守り、回復するため、または第三者より異議、苦情の申し立てを受けたため、必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できます。
2. 乙は物件に関する公租公課等に変動があったときは、レンタル料を変更することができます。
3. 乙は、この契約に基づく権利、または物件の所有権およびこの契約に基づく権利、義務をその地位と共に、金融機関その他の者に担保に入れまたは譲渡できます。
4. 乙または乙の指定した者が、物件の点検、調査またはこれらに関する報告を求めたとき、甲はいつでもこれに応じるものとします。

第 16 条(立ち入り権および機密保持)

1. 乙は、設置・保守等により甲の指定する設置場所に、甲の了解を得て、自由に立ち入ることができるものとします。
2. 乙は、前項の立ち入りにあたり知り得た業務上の機密は、これを第三者に漏洩しないものとします。
3. 甲は、乙が供給する製品の性能・特性・機能等を同業他社等へは、漏洩しないものとします。
4. 甲は、個人情報保護法に基づき、個人情報の取扱いには十分注意することとします。

第 17 条(物件の返還)

1. この契約が期間満了により終了しまたは第 13 条の規定によって契約が解除されたときは、甲は乙の指定する場所へ物件を直ちに返還する。物件の返還に要した費用は甲の負担とします。
2. 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず(滅失を含む)、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して紛失賠償金として 5,000 円(税抜)支払います。
3. 甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、毎日使用されたものとしてレンタル料金を損害金として、物件の返還日に乙に支払います。

第 18 条(費用負担)

1. この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。
2. 固定資産税および消費税以外に物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に賦課され、または賦課されることのある租税公課は名義人の如何に拘らず甲が負担します。
3. 甲は前項による租税公課を乙が納めることになったときは、その納付の前後を問わず、乙の請求により直ちにこれを乙に支払います。
4. 前項の支払いに必要な振り込み手数料その他の費用は、全て甲の負担とします。

第 19 条(割増金)

甲がレンタル料等の支払いを不法に逃れたときは、その逃れた額に加え、その逃れた額(消費税相当額を加算しない額)の 2 倍に相当する額を割増金として、甲は乙が指定する日までに指定する方法で支払うものとしします。

第 20 条(損害遅延金)

甲は、レンタル料金等、本約款に基づく金銭の支払いを怠ったとき、支払うべき金額に対し支払期日の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合(1 年に満たない端数期間については、1 年を 365 日として日割り計算による)による遅延損害金を乙に支払うものとしします。

第 21 条(契約解除に伴うレンタル料等の精算)

1. 甲は、第 3 条に定めるレンタル期間が経過する前に契約を解除する場合、甲は甲の負担で直ちに物件を原状回復したうえで、乙の指定する場所に持参もしくは送付して乙に返還し、併せて解除金として 5,000 円(税抜)(但し、12 ヶ月分のレンタル料を既に支払い済みの場合は、3,000 円(税抜))支払います。但し、契約 3 年目以降の場合の解除金はこの限りではない。
2. 乙は、物件の返還を受けないときは、上記 2 項の解除金に加えて、紛失賠償金として 5,000 円(税抜)支払います。
3. 前述の解除金は、サービス内容に変更があった場合、金額が変更されることがあります。

第 22 条(通知・報告義務)

1. 甲は、次の各号の一にでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
 - (1) 名称または称号を変更したとき。
 - (2) 住所を移転したとき。
 - (3) 代表者を変更したとき。
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき。
 - (5) 第 13 条 1 項各号の事実が発生し、また、そのおそれがあるとき。
2. 乙から要求のあったときは、甲はいつでもその物件の設置、保管、使用の状況について乙に報告します。

第 23 条(合意管轄)

甲、乙は、レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条(特約条項)

1. レンタル契約について、甲乙合意の上、別途書面により特約を定めた場合は、その特約は本契約に優先して適用されるものとします。

第 25 条(協議事項)

本利用約款に定めのない事項、または本利用約款の各条項につき疑義が生じた場合には、甲と乙は誠意をもって協議の上、解決するものとします。

第 26 条(準拠法)

本利用約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。附則この利用規約は、平成 25 年 9 月 1 日より効力を発するものとします。